

4 法律・条例、予算による統制のあり方、協約との関係

論点番号	4－(2)①②	財政民主主義、国民・住民に対する説明責任の観点から、給与の内容を、どの程度、国会・地方議会の審議対象（予算説明事項）又は報告事項とすべきか。 ① 事前関与をどうすべきか、事後関与をどうすべきか。 ② どの程度詳細に説明又は報告させることが適当か。	担当委員 高橋委員
論 点		参考資料名	頁
1. 現在の予算・決算審議等における報告・説明内容 (1) 非現業の場合 ①予算審議時 - 一般会計予算総則 「俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない」と記載 - 予算参照書 予定経費要求書 「科目別内訳」で「(項) 内閣官房共通費」として「(目) 職員基本給」「(目) 超過勤務手当」等の総額を記載。 「予算定員及び俸給額表」において級別の予算定員と俸給表の種類ごとの俸給額の総額を記載。 ②決算審議時 - 省庁別の歳出決算報告書 「科目別内訳」で「(項) 内閣官房」として「(目) 職員基本給」「(目) 超過勤務手当」等の予算額、支出済歳出額、不用額等を記載。 (2) 現業の場合 ①予算審議時 - 国有林野特別会計予算 予算総則中に給与総額を規定。		平成 21 年度一般会計予算（抜粋） 平成 19 年度一般会計決算（抜粋） 平成 21 年度特別会計予算（抜粋）	789 799 801

- ※ 勤務条件について法律で詳細に規定せず、下位法令又は協約で規定する場合には、現在法案審議の場で行われている、公務員の給与等が適切であるか否かという観点からの審議を、予算及び決算の審議において行うことができるかという点が課題となり得る。
- ※ 協約の内容への関与の在り方については論点 4（3）で検討することとし、ここでは予算面から見た場合の国会での審議の在り方、説明・報告の在り方について検討する。
- ※ 法律で詳細に規定した場合の審議の在り方、説明・報告の在り方についても別途検討が必要である。

（1）予算審議では給与総額のみを審議し、事後的に給与制度の内容も含め重点的にチェックする場合

A 案 交渉を実施する前に予算案を提出し、給与総額のみを審議する。その際の説明資料は、現行と同様のものとする。

（給与総額は現時点の基本給や手当の水準と次年度の予算定員を基に積算し、給与の上限として予算において定める）

- ※ 労使交渉の結果、予算の増額修正が必要となった場合の手続き（再度予算案を付議する等）は別途 4（3）で検討する。
- ※ 国会・議会の調査権に基づく資料請求や質疑における質問等に対して対応することは当然であり、ここでは、説明資料として提出することを義務づけられるものについて検討する。（以下 B 案においても同じ。）

（メリット）

- ・ 予算の総額のみに関与に止まるため、自律的労使関係制度を構築する趣旨に沿ったものと考えられる。
- ・ 現行の特労法においても採用されているシステムであり、憲法第 15 条、第

41 条、第 83 条等の憲法上の要請を満たす制度である。 (デメリット・留意事項) ・ 総額の増額・減額のための議論になってしまうと、公務員の勤務条件の保障が十分になされない可能性がある。 ・ 予算と給与決定のスケジュールをどのように考えるのか (参考) ・ 公務員の給与は財政と重要なかかわりを持っている。……職員の給与の内容は、義務教育職員や自衛隊員の給与……などにも実質的に影響するため、国家財政にとって給与費は重大な関心事項とならざるをえない。また、国民としても、納税者あるいは行政サービスを受ける者として、公務員給与が適正かどうかは重大な関心事であることは当然である。 ○事後関与のパターンとしては以下の 2 パターンが考えられる。 A－1 案 決算審議の際あるいは決算審議とは別に、協約の内容、給与の支給状況等について報告する。報告内容は、現行の決算における報告内容よりも詳細なものとする。 (メリット) ・ 事後的に国会が給与制度、支給状況についてチェックし、修正すべき点等について指摘することが可能であり、政府においても指摘事項を踏まえ、次年度以降の対応に反映することが可能になる。 ・ 国会において次年度以降の予算総額の参考にすることが可能になる。 (デメリット・留意事項) ・ 勤務条件の決定の多くを労使間の決定に委ねた場合、事後的に国会が他の予算事項以上に支給状況等についてチェックすることを制度的に位置づける必要はないのではないか。	逐条国家公務員法（鹿児島等）昭和 63 年 395 頁	783
---	------------------------------------	------------

・ 予算の範囲内で締結された労働協約については、事前に予算として国会の統制を受けていることから、事後的に国会が他の予算事項以上に支給状況等についてチェックすることを制度的に位置づける必要はないのではないか。 ・ どのような事項について報告を義務付けるかはさらなる検討が必要であるが、例えば、以下のようなものが想定される。 ①締結した協約・協定 ②具体的な給与の支給状況等（下記のことを参考に検討） ➤ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務省行政管理局） ➤ 「地方公共団体給与情報等公表システム」（総務省自治行政局）に準じて検討するものとする。 A－2案 他の予算事項と同様、通常の決算の中で処理する。報告内容は現行と同様になる。 （メリット） ・ 国会の関与は最小限であり、自律的労使関係の構築の趣旨に適合する。 （デメリット・留意事項） ・ 国会に対する給与制度や給与費の支給状況についての情報提供が不十分とされ、財政上のチェック機能を果たせなくなるとされる恐れがある。 （2）予算審議時に予算案と協約（給与制度）の内容を詳細にチェックする場合 B案 交渉を踏まえた協約（給与制度）の内容と予算案を同時に審議する。 （予算案は協約の内容を踏まえたものにする。） （メリット） ・ 事前に国会が給与制度、支給状況についてチェックすることが可能であり、	「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務省行政管理局） 「地方公共団体給与情報等公表システム」（総務省自治行政局）	816 830
--	---	-----------------------

財政上のコントロール機能を十分に果たすことができる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 国会の関与が強まる分、労使関係の自律度はA案よりも低くなる。
- ・ 現在、民間の賃上げの状況を踏まえて夏に人事院勧告が出され、国公非現業の給与改定が行われていることと比較し、給与改定の時期が遅くなる可能性がある。
- ・ どのような事項について報告を義務付けるかはさらなる検討が必要である。(A-1案留意点参照)。

○事後関与のパターンとしては以下の2パターンが考えられる。

B-1案 決算審議の際あるいは決算審議とは別に、給与の支給状況等について報告する。報告内容は、現行の決算における報告内容よりも詳細なものとする。

(メリット)

- ・ 事前チェックに加え、事後的に国会が給与制度、支給状況についてチェックすることが可能になる。
- ・ 国会において次年度以降の予算総額の参考にすることが可能になる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 事前、事後の二度も詳細に報告するためコストが増大する。
- ・ どのような事項について報告を義務付けるかはさらなる検討が必要である。(A-1案留意点参照)。

B-2案 他の予算事項と同様、通常の決算の中で処理する。報告内容は現行と同様になる。

(メリット)

- ・ 国会の関与は最小限であり、自律的労使関係の構築の趣旨に適合する。

・ 事前に詳細な報告をしているので、コスト等を考えると事後チェックは簡潔なもので充分である。 (デメリット・留意事項) ・ 国会に対する給与費の支給状況についての情報提供が不十分とされ、財政上のチェック機能を果たせなくなるとされる恐れがある。		
【整理】 上記のとおり		